

一般質問通告書

【第61回定例会】

多可町議会議長 河崎 一様
多可町議會議員 辻 誠一 

受 領 日	番号
平成26年12月5日	
午前・午後 9時25分	12

質 問 の 項 目 及 び 要 旨	答弁を求める者
1. 手話言語法制定に向けて準備を進めよ	町長・教育長
今全国の自治体で手話言語法の制定を求める機運が高まっている。多可町議会においても先の9月定例会において、手話言語法の制定を求める意見書を国会他関係機関に送付したところである。近隣自治体では例えば加東市、あるいは篠山市などでは、手話言語条例を制定する方向である。誰もが安心して暮らし続けることのできる町に、との多くの住民の願いに応えるためにも多可町においても(①)手話言語条例を制定するべきであると考えるが町長の御所見をうかがう。(続く・・・)	
2.	
3.	

質問の内容

(続き) 手話言語法あるいは近隣自治体で制定の動きのある手話言語条例は、誰もが手話を言語と認識し、手話を言語として使える社会を目指そうとするものである。その為には、難聴者も健常者も若いも若きも誰もが気軽に手話に触れ手話を学ぶ機会の確保が必須条件となる。現在多可町では、小学4年生を対象にした2時間だけの手話講座があり、数年毎に社会福祉協議会が主催の手話通訳者講座が開講されており、西脇市、加東市と共同で手話通訳者ステップアップ講座が持たれている。手話には入門、基礎、基本、応用、実践というランクがある。唯一常設している「ステップアップ講座」に参加するためには、入門と基礎をクリアしておかねばならない。加西市や加東市では、「入門・基礎」講座が常設されているが、②多可町でもこの入門基礎講座を常設するべきではないか?この講座を修了する為には週一回のペースで開講されて2年程度の時間を要するが③この講座の講師には兵庫県聴覚障害者協会からの講師に加え、要点筆記の講師、こちらは町内に講師がおられます、を加えれば、難聴者も同時に手話を学ぶことが可能となる。④あわせて役場職員には、この講座への参加を義務付ける事を求める。先日町内のろう者にお話を伺う機会を得ましたが、ろう者の願いは周囲の人と手話で挨拶を交わせ、役場窓口、特に健康福祉課や社会福祉協議会、JAなどの金融機関で手話で用件を伝えることができる町を切望されていた。この願いに応えるためにまずは、町職員が手話を理解し手話を使えるようになるべきだと考えるがどうか?⑤あわせて町内の多くの人が挨拶程度の手話を使え、もしくは理解できるようになる為には、15回程度の常設の講座が必要である。社会福祉協議会任せにせず町主催での講座開設を求める。かつて旧中町では、大西町政時代に町が手話講座を設置し、100人を超える受講生が手話を学び手話を理解し手話を使える時期もあった町である。手軽な手話講座があれば手話言語法の制定にむけた機運の醸成は可能であると考える。⑥さらに加えて小・中学生のカリキュラムに「手話」を加えることを提案する。4年生の時の2時間だけの授業では、すぐに忘れてしまうのではないだろうか。小学校高学年から中学卒業までの間、継続的に実施してはどうかと考えるが、教育長の答弁を求める。

以上